第４６回ごみ問題検討委員会議事要旨

日　時　　令和５年１０月２４日（火）１０時００分～１１時３０分
場　所　　千葉市役所本庁舎高層棟１階　正庁
出席者
　市連協　　委員長ほか１０名
　事務局
　　廃棄物対策課　　課長ほか４名
　　収集業務課　　課長
　　廃棄物施設維持課　課長
　　廃棄物施設整備課　課長
　　産業廃棄物指導課　課長
　　市民自治推進課　　課長ほか２名

１　開　会
　　～　事務局発声（市民自治推進課課長）　～

２　委員長挨拶（委員長）

３　議　題

【第１部】

（１）　令和４年度のごみ処理に関する実績報告及び実施した主な取り組みについて

（２）　千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

～　資料１、資料２及び資料３　説明（廃棄物対策課長）　～

［主な意見・質問］

【委員】　「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」はどこで配布しているのか。また、千葉市家庭ごみチャットボットの画像認識機能の試行実施は今までの機能と比べ何が違うのか。

【収集業務課】　区役所や市民センターなどの公共施設で配架しているほか、転入者に対しては手続き時に窓口で配布している。チャットボットの画像認識機能の試行実施の内容は、廃棄したい物品の画像を送信すれば、廃棄方法をお答えするものである。精度を高めてより使いやすくするため、様々な画像を蓄積してAIに勉強させているところであり、市民の皆様に使っていただき、実用化に向けて取り組んでいく。

【委員】　住民票を移さない学生も多く、ごみ出しのルールを知らないこともある。大学の入学説明会などで「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の配布をお願いしたい。

【収集業務課】　大学と連携して、入学直後のオリエンテーション時に、千葉市のごみの分別・排出ルール、マナーを周知していきたいと考えている。

【委員】　監視カメラを設置したことにより、違反者を特定し、ごみ出し違反事案を解決した事例があれば聞きたい。また、町内自治会未加入者に対するごみ出しルールの指導については、どのような対応をしているか。

【収集業務課】　監視カメラは、違反者の特定より、抑止効果を期待して設置しているものである。カメラを設置したことにより不適正排出が減少した事例は多々ある。町内自治会未加入者のごみの分別・排出ルールの遵守については、町内自治会からの依頼でパトロールを実施している。指導や警告シールの貼付を行うほか、ひどい場合は開封調査を行い、個人の特定ができれば個別指導している。

【委員】　個人の特定ができており、ごみ出しルールの遵守を再三お願いしても聞き入れてくれない人に対して、市から対応してもらえるか。

【収集業務課】　排出時間帯がある程度わかっている場合、環境事業所によるパトロールなどの対応を行う。集合住宅には、ごみの分別・排出ルールのポスティングを行うなどして対応しているところであり、まずは環境事業所にご相談していただきたい。

【委員】　磯辺地区では、町内自治会の未加入者がごみステーションを使用する場合、ごみ出しルールの遵守とごみステーションの当番を担うように指導している。

質問として【資料３】５．目標達成に向けた施策展開の事業が２４になっている。

前計画の事業は２７だが、集約したのか。

【廃棄物対策課】　統合や廃止などにより、前計画の２７事業から２４事業となったものである。

【委員】　計画の啓発活動はどのように行っていくのか。

５０地区連の会長に説明し、会長から各町内自治会長に伝えていくのはどうか。

【廃棄物対策課】　計画の周知は重要であると考えており、チラシや封筒に計画のＰＲを記載しているほか、ごみ減量講習会、出前講座やイベントなどで広く周知していきたい。

ご提案いただいた内容は検討する。

【委員】　地区連、町内自治会などで計画を周知していく必要がある。また、３分の１は町内自治会未加入であり、全市民に周知するための方法も検討する必要がある。

質問としては、北清掃工場は稼働開始後、２７～２８年になるが、老朽化への対応は。

【廃棄物施設整備課】　現在、令和８年度稼働を目指し、新清掃工場を整備中である。新清掃工場稼働後、新港清掃工場を止めて、リニューアル工事に入る。北清掃工場は、新港清掃工場のリニューアル工事が終わる令和１２年度まで稼働させる予定である。

【委員】　新港清掃工場はプラズマ溶融炉により灰の発生量が少なくて良いが、新清掃工場では焼却灰を有効活用する機能が整備されるのか。

【廃棄物施設整備課】　ごみと灰を一緒に溶融できる設備となっており、個別の溶融設備は設けない。

【委員】　最終処分場に持っていく焼却灰を減らすことにつながるということか。

【廃棄物施設整備課】　埋立量を極力減らし、最終処分場の延命化を図るものである。

【委員】　最終処分場はいつ頃まで使える見込みか。

【廃棄物施設整備課】　現時点では、令和１９年度までの見込みである。現在、次期最終処分場候補地を選定しているところである。

【第２部】

（３）意見交換

【委員】　ごみ分別を徹底することによりカロリーが減り、清掃工場の炉が長持ちすると思うが、清掃工場に係る費用は現状どうなっているか。

【廃棄物施設整備課】　物価高騰により、清掃工場の整備費は上昇しており、処理能力１ｔ当たりの整備単価は１億円くらいになる。

【委員】　比較的古い時代に開発された新興住宅地において、ごみステーションの仕切りがない地区があり、道路上のごみ袋に網を被せたり、駐車場や山林の一部をごみステーションにするなどしている。ごみステーションの規模や世帯数はどのように考えているのか。また、道路に置いてあるごみについてはどうか。

【収集業務課】　ごみステーションの明確な仕切りがないところについては、道路上や民有地にごみを排出していただいているのはご指摘のとおりである。規模については、

エリアの広さに応じて設置しているため、一概にはいえない部分もある。ごみステーションの設置については、申請をいただき、ごみ収集車が通れるかで審査をしており、住民の皆様の要望があれば認めている。

【委員】　Ｕ字溝の上にごみステーションを設置しているのは、この先もこのままの状態なのか。

【収集業務課】　Ｕ字溝の上に障害物やストッカーなどが置いてあるのは、本来、管理している土木事務所の占用許可が必要になる。自治体によって違うが、ごみが常時あるわけではなくごみステーションとして一時的に使用しているという整理をしており、千葉市として許可しないわけではない。

【委員】　状況によると思うが、１０世帯以下の場合ごみステーションの設置は認めないのか。

【収集業務課】　一概に言えないが、申請が出た時点で所管の環境事業所が判断していく。

【委員】　環境事業所の班長によって対応が違うこともあるため、その際はよろしくお願いしたい。また、道路上にごみを置きたくないため、駐車場や山林の一部をごみステーションにしているが、管理運営は町内自治会になるのか。

【収集業務課】　管理運営は申請者になる。

【委員】　ごみステーションの管理に対する補助金等を検討できないか。

【収集業務課】　ごみ袋の有料化の時に補助金を導入したが、現段階ではごみステーションの管理に係る補助金は考えていない。

環境事業所と収集業務課が連携を密にし、市民が納得できるよう対応していきたい。

【委員】　自動車からの投げ捨てごみを取り締まる方法はないか。

【収集業務課】　不法投棄が行われている管理されてない民有地は、登記簿を調べ、所有者に対し注意を促している。また、定期的に捨てられている場所については、不法投棄防止の看板や囲いの設置をお願いしたり、パトロールの強化をするなどして、捨てづらい環境づくりを地域と考えていきたい。

【委員】　町内自治会未加入者のごみの分別が不十分である。市としてどのような対応をとるのか。

【収集業務課】　町内自治会に入っていない単身向けの集合住宅に住む人については、集合住宅を特定できれば、管理会社を通じてごみの分別・排出ルールの周知をしてもらうほか、チラシのポスティングなどを行っている。外国人向けには、ごみ出しパンフレットを５か国語で作成し、周知している。外国では詳細なごみ分別のルールや文化がないところもあるため、外国人向けの周知啓発方法を検討中である。

【委員】　農地や山林にごみを捨てられる事例がある。管理者や所有者が不明な土地もあるため、環境事業所が定期的にごみを処分してほしい。

【収集業務課】　まず、不適正排出者の特定をするのが第一である。次に、自己の土地の管理という観点から、土地所有者である管理者に対応を求めていく。環境事業所と町内自治会が共同で地域の美化活動を進めていきたいと考えている。

【委員】　山林などの場合でも、基本的な手順を踏む必要があるのか。

【収集業務課】　不法投棄は犯罪であり、廃棄した人の責任で片付けてもらう必要があるため、まずは排出者の特定が第一である。また、土地を管理している人には土地をきれいにし、不法投棄されにくくしていただく。最初から市が片付けてしまうと、不法投棄をしても大丈夫であるとの誤解が生じ、不法投棄が続きかねないと考えているため、手順を踏む必要がある。

【委員】　排出者の特定は市役所で行うのか。

【収集業務課】　廃棄物の種類により、産業廃棄物は産業廃棄物指導課の監視指導室、個人が明らかに特定できる一般廃棄物は収集業務課で確認し、撤去の指導をする。

【委員】　第一報は環境事業所で良いのか。

【収集業務課】　良い。

【委員】　戸建ての住宅地において、高齢化もありごみステーションを分割することがあるが、ごみステーションが飽和状態になった場合、空いている離れたごみステーションに排出するのは難しい。２０軒に１個を目安に設置したいが、市の認識は。

【収集業務課】　ごみステーションの分離、合併についてはフレキシブルに対応している。地域の特性に応じて考えていきたい。

【委員】　地域の手に余るごみはどこに相談すれば良いか。美浜区は環境事業所が遠いため、身近な場所に環境事業所の設置を検討してほしい。

【収集業務課】　環境事業所の設置について即答するのは難しいが、相談は本庁舎にある収集業務課でも対応するので連絡してほしい。

【委員】　町内自治会加入の人以外は捨てないようにという張り紙をごみステーションに貼っている町内自治会があるが、町内自治会長としてどのような対応をとれば良いか。

【収集業務課】　全国各地で同様の事例があるが、最高裁の判例で使わせないのは違法とされている。例えば、ごみステーションの清掃を条件にするなど、地域での話し合いで円満な解決をお願いしたい。

【委員】　そのように指導する。

（４）その他

【委員長】　ごみステーションの問題や不法投棄の話が多く挙げられたが、各町内自治会や市民にしっかり伝え、ごみ処理基本計画の周知を図り、ごみ削減に取り組んでいけるようにこれからも意見を出していきたい。町内自治会内で困っていることについては、環境事業所とよく相談して進めていただければと思う。その他について事務局から何かあるか。

【廃棄物対策課】　ごみ処理基本計画に基づき、「家庭系のプラスチックの分別収集」について検討するため、来年度、ごみ問題検討委員会においてご意見をお伺いしたい。来年度の当委員会の日程と合わせて、委員長と相談のうえ調整したいと考えている。

【委員長】　事務局からの申し出について、別途調整することとしてよろしいか。

【委員全員】　異議なし。

【委員長】　それでは、そのように進めていくこととする。以上でごみ問題検討委員会を終了する。

５　閉　会

～　事務局発声（市民自治推進課課長）　～